

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法の施行に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構(次条において「機構」という。)から当該役員に係る同法<u>第三十条の七第四項</u>の機構保存本人確認情報(次条において単に「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法<u>第三十条の六第四項</u>の都道府県知事保存本人確認情報(次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第二条の二～第十七条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法の施行に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構(次条において「機構」という。)から当該役員に係る同法<u>第三十条の九</u>の機構保存本人確認情報(次条において単に「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法<u>第三十条の八</u>の都道府県知事保存本人確認情報(次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第二条の二～第十七条 (略)</p>